平成１４年６月２９日

ボリビアの「コチャバンバ母子医療システム強化計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、ボリビア共和国政府に対し、「コチャバンバ母子医療システム強化計画」(Proyecto de Fortalecimiento del Sistema de Atencion Hospitalaria Materno Infantil de Cochabamba)の実施に資することを目的として、総額１８億３，６００万円（平成１４年度：２億３,１００万円、平成１５年度：１６億５００万円）を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月２８日（日本時間２９日）、ラパスにおいて、わが方佐々木肇在ボリビア大使と先方グスタボ・フェルナンデス外務・宗務大臣（Gustavo Fernandez, Ministro de Relaciones Exteriores y Culto)との間で行われた。

２．ボリビアでは、妊産婦死亡率や５歳未満の乳幼児の死亡率が高く、母子保健が劣悪な状況にあるため、同国政府は１９９６年７月に「国家母子保健政策」を策定し、妊産婦および５歳未満の乳幼児が無料で診療を受けられることとした。

　しかし、１００万人以上の人口を抱えるコチャバンバ市においては、ヘルマンウルキジ母子病院が唯一の高度な母子医療施設であり、施設および機材が老朽化していることに加え、患者が集中していることから、高まる医療需要に適切に対応出来ない状況にある。

　このような状況の下、ボリビア政府はコチャバンバ市の各医療レベルにおける医療活動および機能を明確化し、医療施設および医療機材の整備・拡充を行い、母子医療システムを強化するべく、「コチャバンバ母子医療システム強化計画」を策定し、ヘルマンウルキジ母子病院の建て替え、３保健所の改築、新設および医療機材の調達に必要な資金につき、わが国政府に無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、コチャバンバ市の母子医療サービス機能および医療施設が充実し、患者の受入能力および母子医療水準の向上が期待される。

平成１４年６月２８日

杉浦副大臣の南部アフリカ訪問（アフリカ連合（ＡＵ）設立式典参加等）ならびに中央アジアおよびコーカサス地域訪問（シルクロード・エネルギーミッション等）について

１．杉浦正健外務副大臣は、７月１日（月）から７月２１日（日）まで、南部アフリカ（南アフリカ、マラウイ、モザンビークおよびスワジランド）ならびに中央アジアおよびコーカサス（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、トルクメニスタン）を訪問する。

２．杉浦副大臣は、カナダのカナナスキスで開催された先進国首脳会議においてアフリカ問題が討議されたことを受け、南アフリカ、マラウイ、モザンビーク、およびスワジランドにおいて、各国の要人と会談し、南部アフリカ情勢および二国間関係に関する意見交換を行うとともに、７月８日、９日の両日に南アフリカのダーバンで開催されるアフリカ統一機構（ＯＡＵ）首脳会合、アフリカ連合（ＡＵ）設立式典および関連行事に出席する。

３．また、杉浦副大臣は、４月に中国海南島で開催されたボアオ・フォーラムにおいて小泉純一郎総理大臣から発表された産官学合同の「シルクロード・エネルギー・ミッション」の団長としてカザフスタン、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、トルクメニスタンを訪問し、派遣先各国とエネルギー分野の協力等について協議を行う。さらに、同ミッションの中央アジア訪問の機会を捉えてキルギスを訪問し、同国との二国間関係強化に関する意見交換を行う。

杉浦副大臣の出張日程

７月１日（月）	成田発	
２日（火）	リロングウェ	（マラウイ）
４日（木）	マプト	（モザンビーク）
６日（土）	ムババネ	（スワジランド）
７日（日）	ダーバン	（南アフリカ）
11日（木）	アスタナ	（カザフスタン）
12日（金）	チュルポン・アタ	（キルギス）
14日（日）	タシケント	（ウズベキスタン）
16日（火）	バクー	（アゼルバイジャン）
18日（木）	アシュガバッド	（トルクメニスタン）
21日（日）	成田着	

平成１４年６月２８日

今村外務大臣政務官の国連経済社会理事会出席および米国訪問について

１．今村雅弘外務大臣政務官は７月１日、２日の両日、ニューヨークの国連本部において開催される国連経済社会理事会に出席するため、また７月３日、ワシントンにおいて米政府関係者等と意見交換を行うため、６月３０日（日）から７月５日（金）まで米国を訪問する。

２．今村大臣政務官は、国連経済社会理事会において、保健および教育の分野を含む人材開発の問題へのわが国の取組に関する演説を行う。

平成１４年６月２８日

マリの「第二次小学校建設計画（２／３期）」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、マリ共和国政府に対し、「第二次小学校建設計画（２／３期)」（Projet de construction des salles de classe d'écoles fondamentales au Mali）の実施に資することを目的として、９億７，６００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月２８日（金）セネガル共和国のダカールにおいて、わが方飯澤良隆在マリ臨時代理大使（セネガルにて兼轄）と先方セイドゥ・ディアキテ在セネガル・マリ臨時代理大使(Monsieur Seydou DIAKITE, Chargé d'Affaires a.i. de la République du Mali au Sénégal）との間で行われた。

２．マリでは１９８２年以来、構造調整計画の下で緊縮財政政策が採られたため、予算の逼迫から初等教育施設の整備が遅れ、初等教育の就学率は男子４７％、女子３３％とサブサハラのアフリカ諸国の中でも著しく低く、成人識字率も男子４８％、女子１２％と低迷している。特に、人口流入の著しい都市部における教室不足は深刻であり、多くの学校では二部授業制を採用している上、１教室の児童数は１００名にも達している。その一方で、農村部においては教室数が不足し、藁小屋や老朽化した教室等不適切な環境での授業を強いられている。

　こうした状況を改善すべく、マリ政府は「教育開発１０ヵ年計画」を策定し、２０１０年までに初等教育の就学率を９５％に引き上げることを目標に定め、わが国や他の支援国の協力を得ながら、教育施設の整備を通じた教育環境の改善に努めている。

　このような状況の下、マリ政府は、初等教育の就学率の向上および教育環境の整備を目的とした「第二次小学校建設計画」を策定し、この計画のための施設建設および関連機材調達に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．今年１月に交換公文の署名を行った第１期ではクリコロ州１３校６１教室の建設を行っているが、今回署名を行う第２期においては首都バマコ特別区３８校１７０教室が建設され、児童の学習環境の改善が図られる。

平成１４年6月２８日

日本ＮＧＯ支援無償資金協力制度の創設について

１．わが国政府は、わが国のＮＧＯ（非政府団体）に対する支援の一環として本年度より予算額２０億円の日本ＮＧＯ支援無償資金協力制度を創設した。

２．この制度は、従来よりわが国のＮＧＯに対して実施してきた政府開発援助（ＯＤＡ）による種々の支援制度を統合し、独立した制度として創設したものであり、支援内容には、開発途上国の草の根レベルに直接裨益する開発協力事業を行うわが国ＮＧＯに対する資金協力、海外での武力紛争や自然災害等に際して緊急人道支援活動を行うわが国ＮＧＯに対する資金協力、ジャパン・プラットフォーム（ＪＰＦ）に対する資金協力などが含まれる。

３．また、この制度においては、従来は支援対象外であったＮＧＯの本部経費（プロジェクトの実施に不可欠な人件費等）についても支援対象とするほか、国民への説明責任を果たし、透明性の向上を図る観点から、全対象事業について外部監査を行うことを義務づけるとともに、最終事業報告書等を公表することとしている。

４．わが国政府としては、この制度の導入により、わが国ＮＧＯに対する政府開発援助（ＯＤＡ）による支援を強化するとともに、今後ＮＧＯとの連携・協力関係をより一層促進していく考えである。

（参考）ジャパン・プラットフォーム（ＪＰＦ）：災害、紛争等に際し、より迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うため、わが国ＮＧＯ、経済界および政府が連携・協調することを目的として、平成１２年８月に発足。平成１３年８月、災害、紛争地における我が国ＮＧＯの迅速な初動活動（初期調査、現地体制の立ち上げ、緊急救援物資の配布）を支援するため、政府はＪＰＦに対し５億８０００万円を拠出した。

　なお、アフガニスタン及び周辺国においては、ＪＰＦ傘下のＮＧＯの１０団体が同資金を利用してアフガニスタン難民・避難民支援活動を展開した。

平成１４年６月２６日

エリトリアに対する無償資金協力（食糧援助および食糧増産援助）について

１．わが国政府は、エリトリア国政府に対し、「食糧援助」および「食糧増産援助」のため、総額９億２，２００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月２６日（水）、アスマラにおいて、わが方浅見眞在エリトリア大使と先方ウォルダイ・フツル大統領府総合政策国際経済協力局長（Dr. Woldai Futur, Head of International Cooperation, Macro Policy/Economic Coordination, Office of the President）との間で行われた。

（１）食糧援助：　　供与限度額　４億２，２００万円
（２）食糧増産援助：　供与限度額　５億円

２．エリトリアは１９９１年のエチオピアからの独立後、国家再建、持続的な社会・経済発展の確保のために努力を払ってきたが、１９９８年のエチオピアとの国境紛争及び干ばつにより同国の農業は大きな打撃を受け、現在では国内の食糧需要を満たすことが困難な状況にあり、多くの国民が飢餓に襲われるおそれがある。

　このため、エリトリア政府は、全国的な穀物不足に対応することを目的に、輸入措置をとり、また「中期農業開発計画」を策定し、農業機械の導入、優良種子の配布、肥料･農薬の配布および収穫後のマーケティング支援などの食糧増産政策を優先的に行っているが、同計画を推進するための資金の調達が困難な状況にある。

　このような状況の下、エリトリア政府は穀物不足を解消するための小麦の購入に必要な資金、および、食糧増産を図るための肥料、農業機材および農薬の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成１４年６月２６日

フィリピンの「北部ルソン地方道路橋梁建設計画（２／２期）」ほか２件に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、フィリピン共和国政府に対し、「北部ルソン地方道路橋梁建設計画（２／２期）」、「第二次地震・火山観測網整備計画（２／２期）」および「地方都市水質改善計画（１／２期）」の実施に資することを目的として、総額３３億６，９００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月２６日（水）、マニラにおいて、わが方高野幸二郎在フィリピン大使と先方テオフィスト・ギンゴナ副大統領兼外務長官（Teofisto T. Guingona Jr., Vice President and Secretary of Foreign Affairs）との間で行われた。

（１）「北部ルソン地方道路橋梁建設計画（２／２期）」（the project for Construction of Bridges along Rural Roads in Northern Luzon）
供与限度額　１６億６，４００万円
（平成１４年度　７億２，９００万円）
（平成１５年度　９億３，５００万円）

（２）「第二次地震・火山観測網整備計画（２／２期）」（the project for Improvement of Earthquake and Volcano Monitoring System（PhaseⅡ））
供与限度額　９億１，０００万円

（３）「地方都市水質改善計画（１／２期）」（the project for Improvement of Water Quality in Local Areas）　供与限度額　７億９，５００万円

２．

（１）「北部ルソン地方道路橋梁建設計画（２／２期）」

フィリピン政府は、インフラ整備による都市・地方間の格差是正を目標の一つとして掲げ、貧困撲滅、雇用機会の増大に取り組んでいる。その中でも、地方部において住民の移動と物資の輸送に利用される地方道路網の整備が重要となっているが、地方道路は舗装の遅れと並んで橋梁の未整備が大きな問題となっており、住民の移動や農作物の出荷、生活必需品等の輸送を含む経済社会活動に大きな支障を来している。

このような状況の下、フィリピン政府は「北部ルソン地方道路橋梁建設計画」を策定し、この計画のための橋梁用鋼材の調達および橋梁の建設に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

この計画の実施により、北部ルソン地方において、地域間の人の移動および物流を円滑にする橋梁が整備され、対象地域において住民の生活環境改善や地域経済の発展が図られ、フィリピンにおける地域間格差是正にも寄与することが期待される。

（２）「第二次地震・火山観測網整備計画（２／２期）」

フィリピンは環太平洋地震・火山帯に位置しており、大地震とそれに伴う津波、火山噴火等による被害を受けやすい状況にあることから、地震・火山観測網整備は、フィリピンにおける喫緊の課題となっている。しかしながら、既設の地震・火山観測地点は数が少なく、観測用機材も限られていることから、地震や火山噴

火の情報を正確に把握し、その情報を国民に対して迅速に発信することが困難な状況にある。
　このような状況の下、フィリピン政府は「第二次地震・火山観測網整備計画」を策定し、この計画のための既設地震・火山観測所における観測機材の拡充および地震・火山観測地点の新設等に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
　この計画の実施により、フィリピンにおける地震や火山活動の検知能力が向上するとともに、周辺住民に対する的確な避難勧告の発信や災害発生時の迅速な対策を講じることが可能となり、災害に伴う被害軽減にもつながることが期待される。また、わが国としても、津波や火山噴火に関する適切な情報を入手することが可能となり、航空機の安全航行にも寄与するものである。
　なお、わが国は、平成１０年度の無償資金協力により、基本的な観測体制の構築を目的とした既設地震・火山観測所の機材更新およびデータ処理・解析システムの整備を実施している。

（３）「地方都市水質改善計画（１／２期）」
　フィリピンでは、上水道の水源として水量の安定した深井戸を利用している場合が多いが、一部の地域では地質的に高濃度の鉄分・マンガン等が地下水に含まれている。そのような地域では、地下水の塩素による殺菌効果が低下するため、有色で臭みの強い水が供給されており、住民にとって衛生的な上水道サービスが提供されていない状況にある。その結果、住民の中には独自の浅井戸により生活用水を確保するものもいるが、浅井戸が生活排水によって汚染され、伝染病が蔓延する可能性についても懸念されている。
　このような状況の下、フィリピン政府は「地方都市水質改善計画」を策定し、深井戸の鉄分・マンガン等の除去設備およびその他関連施設・機材の整備に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。
　この計画の実施により、地下水に含まれる鉄分・マンガン等が適切に除去され、塩素による殺菌も効果的に行われることとなり、衛生的で安定した水供給が可能となる。またそれに伴い、水因性伝染病が減少することも期待される。

平成１４年６月２６日

アブドッラー・ヨルダン国王の来日について

１．アブドッラー・ヨルダン国王陛下は、随員とともに６月３０日（日）から７月２日（火）まで来日する。

２．アブドッラー国王は、滞在中、天皇皇后両陛下と御会見されるほか、小泉純一郎総理大臣および川口順子外務大臣と会談を行い、日本・ヨルダン二国間関係及び中東和平問題をはじめとする諸問題について幅広く意見交換を行う予定である。

３．同国王の今次訪日は、わが国とヨルダン・ハシェミット王国との親善関係を一段と深めるものとして期待される。

平成１４年６月２６日

ハイチに対する無償資金協力（食糧援助）について

１．わが国政府は、ハイチ共和国政府に対し、総額３億円を限度とする額の無償資金協力（食糧援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、６月２５日（日本時間２６日）ポルトープランスにおいて、わが方北沢寛治在ハイチ臨時代理大使と先方ジョゼフ・フィリップ・アントニオ外務大臣（Monsieur Joseph Philippe ANTONIO，Ministre des Affaires Etrangères）との間で行われた。

２．ハイチでは農業を基幹産業とし、労働人口の６５％が農業を営んでいるが、国土の２０％を占める耕地は、起伏の激しい山岳地帯が多く、耕作適地がその内７．２％しかないため、同国の農業基盤は極めて脆弱な状況にある。また、肥料の生産工場を持たないハイチにおいては、天水に依存する小規模な伝統的農法が中心となっているため、同国の食糧自給率は低い。さらに、ハイチでは軍事政権および国連の経済封鎖の影響により農業資機材が不足していることが、慢性的な食糧不足に繋がっており、食糧の調達は輸入もしくは諸外国の援助に依存している状況にある。

　このような状況の下、ハイチ政府は、食糧不足に伴う食糧（コメ）の購入に必要な資金につき、わが国政府に対して無償資金協力を要請してきたものである。

３．ハイチでは、３年間続いた軍事政権の後１９９５年１２月および２０００年１１月に大統領選挙が実施される等、再び民主主義の定着に取り組んでいる。こうした同国の取り組みに対し、わが国は民主化・経済復興を支援するための協力を行っているものである。

平成１４年６月２６日

ホンジュラスの「第三保健地域病院網強化計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、ホンジュラス共和国政府に対し、「第三保健地域病院網強化計画（El Proyecto de Fortalecimiento de la Red Hospitalaria de la Region Sanitaria No.3）（１／２期）」の実施に資することを目的として、９億２，７００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月２５日（日本時間２６日）、テグシガルパにおいて、わが方竹元正美在ホンジュラス大使と先方ギジェルモ・ペレスーカダルソ・アリアス外務大臣（Guillermo Perez-Cadalzo Arias, Secretario de Estado en el Despacho de Relaciones Exteriores）との間で行われた。

２．ホンジュラスは、近年保健医療サービスの改善を図ってきているが、国民の約４０％が未だ医療施設へのアクセスを得られず、特に貧困地域では、医療サービスを受けることさえ困難となっている。

　さらに、同国第２都市サンペドロスーラが位置する第３保健地域においては、レオナルド・マルティネス地方病院があるものの公的な分娩施設や緊急診療所の整備が十分でないため、同地域のマリオ・カタリノ・リバス病院に患者が集中しており、同病院が果たすべき市民に対する高度医療の提供が困難な状況にある。

　このような状況の下、ホンジュラス政府は、「第三保健地域病院網強化計画」を策定し、近隣に医療施設が少ないチョロマ地区、ビジャヌエバ地区における救急クリニックの建設およびレオナルド・マルティネス地方病院母子棟の建設に必要な資金につき、わが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、第三保健地区の住民への医療サービスが向上するとともに、ホンジュラスの病院網整備のモデルが構築されることが期待される。

平成１３年６月２６日

エクアドルの「ロハ州地下水開発計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、エクアドル共和国政府に対し、「ロハ州地下水開発計画」(El Proyecto para el Desarrollo de Aguas Subterraneas en la Provincia de Loja)の実施に資することを目的として、３億２,３００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月２５日（日本時間２６日）、キトにおいて、わが方伊藤栄治在エクアドル臨時代理大使と先方ヘインス・メレル・フレイレ外務大臣（Heinz Moeller Freire, Ministro de Relaciones Exteriores)との間で行われた。

２．エクアドルの地方村落地域における給水率は、約３０％と極めて低い状況にある。特にペルーとの国境地域に位置するロハ州の村落地域においては給水体制の遅れにより飲料水が不足していることから、生活用水確保のために婦女子が遠距離にある河川から水を運搬しており、大きな負担となっている。また、同州では給水手段として河川および浅井戸を利用しているが、これら河川および浅井戸は生活排水等が混入しているため、水因性疾病の原因となっている。このため同州では、深井戸を建設し給水事情を改善することが急務となっている。

　このような状況の下、エクアドル政府は「ロハ州地下水開発計画」を策定し、この計画のための深井戸掘削機材などの購入、井戸および給水施設の建設に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、ロハ州の給水事情が改善するとともに、水因性疾病や乳幼児の死亡率が低下することが期待される。

４．ペルーとエクアドルの国境地域は、１９世紀より続いていた国境紛争の影響で開発が遅れていたが、１９９８年に国境紛争が終結したことから、エクアドル政府は国境地域の開発に着手しており、本件協力はこの国境地域の開発を支援するものである。

平成１４年６月２６日

ニカラグアの「太平洋側地域医療センター整備計画（２／２期）」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、ニカラグア共和国政府に対し、「太平洋側地域医療センター整備計画（２／２期）（El Proyecto de Rehabilitacion y Equipamiento de Centros de Salud del Pacifico２／２期）」の実施に資することを目的として、６億５，８００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月２５日（日本時間２６日）、マナグアにおいて、わが方清水訓夫在ニカラグア大使と先方ノルマン・ホセ・カルデラ・カルデナル外務大臣（Norman Jose Caldera Cardenal, Ministro de Relaciones Exteriores）との間で行われた。

２．ニカラグァでは、長期にわたって内戦が続き、全人口の５３％を子供（０歳から１５歳）が占めていることから、母子保健対策が同国の保健・医療分野の最優先課題となっている。このため同国政府は、一次医療レベルの中核を担う保健センターの拡充・整備を進めてきたが、予算不足のため保健・医療関連施設、機材ともに整備が遅れており、母子を始めとする地域住民に対し十分なレベルの基本的医療サービスを提供することが困難な状況となっている。

　このような状況の下、ニカラグア政府は「太平洋側地域医療センター整備計画」を策定し、この計画のための太平洋側地域３県（マナグア、マサヤ、リバス）において、緊急に改善を要する７保健センターの建設および母子医療機材、外来診察関連機材、歯科機材、検査用機材等の基礎的医療機材の整備に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、これらの保健センターの診療・検査効率が向上し、母子保健分野を中心に対象地域住民への医療サービスが改善されることが期待される。

平成１４年６月２５日

イラン・イスラム共和国における地震災害に対する緊急援助について

１．わが国政府は、地震により大きな被害を受けているイラン・イスラム共和国政府に対し、２５万米ドル（３，０５０万円）の緊急無償資金協力および１，９８０万円（約１６万２，０００米ドル）相当の緊急援助物資（テント、ポリタンク、発電機等）からなる総計約５，０００万円相当の緊急援助を行うこととした。

２．わが国政府は、現地時間２２日夕刻、川口順子外務大臣よりハラズィ・イラン外務大臣に対し、お見舞いのメッセージを発出するとともに、２２日中に在イラン日本大使館員を現地付近に派遣し、同館員は２３日に外国公館員として最初に被災地において被害状況および救援活動を視察した。

３．今回の緊急支援は、今次災害の深刻さおよびわが国とイラン・イスラム共和国との友好関係に鑑み、人道上の観点から実施することとしたものである。

（参考）

　イランでは、現地時間６月２２日午前７時半（日本時間２２日正午）頃、テヘランの西約２００ｋｍに位置するガズヴィン州を震源地とするマグニチュード６．５の地震が発生した。現時点までに死者約２３０人、負傷者約１，０００人、家屋喪失者約２万５，０００人が出ており、現在も被災地ではイラン赤新月社（赤十字社に相当）、軍、警察等による救援活動が行われている。

平成１４年６月２５日

アフガニスタン復興支援（復旧と雇用に係わるプログラム）に対する緊急援助について

１．わが国政府は、６月２５日（火）、国連開発計画（ＵＮＤＰ）に対し、アフガニスタンのカンダハル市および周辺地域において実施する「復旧と雇用に係わるプログラム（ＲＥＡＰ：Recovery and Employment Afghanistan Programme）」を支援するため、３００万ドルの緊急援助（無償資金協力）を行うことを決定した。

２．アフガニスタンでは、昨年１２月５日のボン合意に基づき、今月１１日から１９日に緊急ロヤ・ジェルガが開催され、新たに移行政権が発足した。今後は、この移行政権が進める政治プロセスを側面支援しつつ、アフガニスタンの復興を積極的に支援していくことが重要である。

３．このＲＥＡＰプロジェクトは、既にわが国の支援により首都カブールで実施されている復旧・雇用プロジェクトであり、アフガニスタンの人々に目に見え、分かりやすい形で復興支援を実施できるため、アフガニスタン側および国際機関関係者、さらには国際社会からも高く評価されている。わが国としては、カブールを中心として実施してきたわが国の復興支援を、南部パシュトゥーン人の主要都市であり、大量の難民・避難民の帰還が進むカンダハル市および周辺地域に拡大するため、アフガニスタン政府およびＵＮＤＰからの要請に応え、今回のＲＥＡＰプロジェクトの対象地域拡大のための支援を行うこととしたものである。

４．この緊急援助は、本年１月、アフガニスタン復興支援国際会議において、わが国政府が表明した向こう２年６カ月で最大５億ドルまでの復興支援の一環として行うものである。

平成１４年6月２５日

「ＯＤＡ総合戦略会議」第１回会合の開催について

１．「ＯＤＡ総合戦略会議」第１回会合は、６月２７日（木）、東京（飯倉公館）において開催される。

２．この会議には、川口順子外務大臣を議長として、ＯＤＡ（政府開発援助）に専門的知見・経験を有する国内各層の代表（学者・開発専門家、国際機関経験者、ＮＧＯ、ジャーナリスト、経済界等）が出席する。

３．今回の会合では、議長より、ＯＤＡ総合戦略会議に臨む問題意識等を述べた上で、今後のとり進め方、取り上げるべき事項・日程等について委員の間で意見交換が行われる予定である。

４．「ＯＤＡ総合戦略会議」は、「第２次ＯＤＡ改革懇談会」最終報告の提言を踏まえ、ＯＤＡへの国民参加を具体化し、ＯＤＡの透明性を高めるとともに、国別援助計画策定を通じてＯＤＡ調整官庁としての外務省の機能強化を図ることを目的として常設されるものである。

平成１４年６月２４日

中国の「広西天湖貧困区貧困救済計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、中華人民共和国政府に対し、「広西天湖貧困区貧困救済計画」のため、６億７,０００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月２４日（月）、北京において、わが方阿南惟茂在中国大使と先方龍永図対外貿易経済合作部副部長(Long Yongtu, Vice Minister, Ministry of Foreign Trade and Economic Cooperation)との間で行われた。

２．中国は「社会主義市場経済」体制を確立し、めざましい経済発展を遂げているが、急速な市場経済化の進展は沿海部と内陸部の著しい経済格差を生みだしている。このため、中国では未だに世銀による貧困ライン（一人一日当たり所得１ドル）以下の人口が２億人以上存在し、地域間格差の是正が大きな政策課題となっている。

　今回の計画対象である広西天湖貧困区は広西壮族自治区の最北端に位置し、少数民族と貧困人口の多い広西壮族自治区の中でも最も深刻な貧困地域であり、人口の約７０％の約９万４，０００人が年収８５０元（約１万３，０００千円）以下の貧困層の住民である。同区は、全体の７割以上を石山が占めているカルスト地形であり、飲料水となる水源が少なく、婦女子が遠くの水源まで水汲みに行くという過酷な労働を強いられており、貧困からの脱却に向けての一つの深刻な問題となっている。また、電力供給のための配電機材の設置も資金不足から遅れている状況にある。

　このような状況の下、中国政府は、貧困脱却を目指すモデル的な計画として「広西天湖貧困区貧困救済計画」を策定し、給水、配電機材等の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、約７万５，０００人の最貧困住民に給水、電力供給が行われ、基礎的な生活条件の改善、水汲みなどの重労働からの開放、水因性疾患の減少等が図られることが期待される。

平成１４年６月２４日

金大中（キム・デジュン）韓国大統領の来日について

１．金大中（キム・デジュン）韓国大統領および令夫人は、６月３０日（日）から７月２日（火）まで来日する。

２．金大統領および令夫人は、滞在中、ワールドカップ・サッカー大会の決勝戦・閉会式に出席する。

３．金大統領および令夫人は、７月２日に天皇皇后両陛下と御会見するほか、宮中午餐会に出席する。また、金大統領は、７月１日に小泉純一郎総理大臣と首脳会談を行い、総理主催晩餐会に出席する。

平成１４年６月２１日

カーボベルデの「プライア漁港拡張計画（２／２期）」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、カーボベルデ共和国政府に対し、「プライア漁港拡張計画（２／２期）」(Projet d'Extension du Port de Pêche de Praia)の実施に資することを目的として、５億１，３００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月２１日（金）、セネガル共和国のダカールにおいて、わが方古屋昭彦在カーボベルデ大使（セネガルにて兼轄）と先方ラウル・ジョルジュ・ヴェラ・クルズ・バルボサ在セネガル・カーボベルデ大使（Monsieur Raul Jorge Vera Cruz Barbosa, Ambassadeur de la République du Cap-Vert au Sénégal）との間で行われた。

２．カーボベルデの、水産業は外貨収入源として重要な産業であるとともに、国民への動物性蛋白の主な供給源として極めて重要な役割を担っている。しかしながら、同国の地勢上大型港湾施設および流通に適した土地が限られるとともに、漁業インフラの整備の遅れもあり、現在、水産物の水揚げは、主に水揚施設や製氷施設が整備されたミンデロ漁港およびプライア漁港で行われている。なかでも、プライア漁港は後背に国内最大の人口を有するプライア市を抱え、年々水揚げ量は増加し、同国水産物の流通拠点として機能している。このため、プライア漁港岸壁では漁船の水揚作業、氷、水等の補給、休息等が同時に行われるため、漁船が３重から５重に係留されており、水揚げ作業および補給のための待ち時間の増加等同港における作業効率は著しく低下している。また、既存の漁港施設は増大する漁獲量に対応できず、漁獲物の取引、漁具の修理などが岸壁や通路等で行われている状況にあり、漁港構内の混雑とともに、衛生面での悪化が深刻な問題となっている。

　このような状況の下、カーボベルデ政府はプライア漁港における水産物流通の効率化を図ることを目的とする「プライア漁港拡張計画」を策定し、この計画の実施のための荷捌場、漁具倉庫等の建設に必要な資金につき、わが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、プライア漁港における漁獲物の効率的な流通が可能となり同国の漁業振興が図られるとともに、カーボベルデ国民に品質のよい水産物が供給されることが期待される。

平成１４年６月２１日

ザンビアの「干ばつ地域給水計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、ザンビア共和国政府に対し、「干ばつ地域給水計画」（the Project for Groundwater Development and Sanitation Improvement in Drought Prone Rural Areas)の実施に資することを目的として、４億８，９００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月２１日（金）、ルサカにおいて、わが方五月女光弘在ザンビア大使と先方エマヌエル・カソンデ大蔵・国家計画大臣（The Honourable, Emmanuel G. Kasonde, Minister of Finance and National Planning of the Republic of Zambia）との間で行われた。

２．ザンビア政府は、わが国の協力により全国水資源開発計画（開発調査、１９９３年から９５年）を作成し、給水率を２００５年までに５０％に、２０１５年までに７５％に高めることを目標に掲げ、日本を含む諸外国の支援の下、地方給水・衛生環境の整備を実施してきた。深井戸の建設、給水施設の操作・維持管理のための人材育成の実施等（ＷＡＳＨＥ：Water Sanitation and Health Education）により、安全な水の安定的な給水率は徐々に増加している。しかしながら、本件対象地区であるザンビア南西部は過去に干ばつの影響を最も受けた地域であり、依然として給水率がかなり低く（本件対象地区の平均２２％、最も低いカズングラ郡では９％）、給水率改善の必要性・緊急性は高い。

　このような状況の下、ザンビア政府は、ザンビア南西部の村落における給水率を向上させることを目的とした「干ばつ地域給水計画」を策定し、この計画の実施のためのハンドポンプ付き井戸の建設に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、７万５，５００人の住民が各村落内で安全な水を得ることが可能となる。給水率は現状の２２％から４０％に改善され、遠方の水源からの水汲み労働の担い手である女性や子供がそれに費やす時間と労力の軽減が期待される。

平成１４年６月２１日

対カンボジア支援国会合におけるわが国の支援表明について

１．わが国政府は、６月１９日（水）から２１日（金）までカンボジアのプノンペンにおいて開催された、世銀主催による第６回対カンボジア支援国会合において、小川郷太郎在カンボジア大使を団長とする代表団より、総額約１４０億円の支援につき表明を行った。

２．今回の支援国会合には、２２ヵ国、７国際機関およびＮＧＯ（非政府組織）、民間セクターが参加し、マクロ経済と財政状況のレビュー、貧困削減戦略とその実施、ガバナンス（統治）の現状、自然資源管理、地方分野、パートナーシップおよび援助協調についての意見交換が行われた。なお、参加した各国政府・国際機関からは、総額約６億３，５００万ドルに及ぶ新規援助が表明された。

３．わが国は、８０年代末以降カンボジアの和平および復興のプロセスにおいて国際的なイニシアチブを発揮してきたが、今次会合ではカンボジア政府の更なる開発への取り組みを促すと共に、経済・社会開発および貧困削減を中心とした改革を支援するため、今回の支援を表明した。なお、今回の支援における対象分野はインフラ整備、経済復興のための環境整備、貧困削減（基礎生活分野、保健・医療、教育分野）、グッド・ガバナンス（良い統治）、地雷除去支援および自然資源管理等を中心としている。

４．なお、今回の会合は、６回目にして支援国カンボジアで初めて開催された会合であり、カンボジアの更なる開発・自立に向けた重要な会合となった。

平成１４年６月２１日

インドネシア経済政策支援第２回会合の開催について

１．インドネシア経済政策支援第２回会合は、６月２４日（月）、２５日（火）の両日、ジャカルタにおいて開催される。

２．この会合には、日本側から学識経験者により構成されるインドネシア経済政策支援チームの他、外務省、財務省、経済産業省および国際協力事業団関係者が、インドネシア側からラクサマナ国営企業担当大臣をはじめとするインドネシア側ワーキング・チームの他、政府関係者等がそれぞれ参加する。

３．この会合では、「マクロ経済運営」、「銀行セクター改革」、「民間投資拡大策」、「中小企業振興」、「地方分権」、「民主化」の６分野について、インドネシア側ワーキング・チームとの間で協議を行う予定である。

４．この会合は、わが国のインドネシア経済政策支援の一環として、インドネシアにとって重要な政策課題について両国間での対話の幅を広げるために、開催されるものであり、本年３月の第１回会合に引き続き行われるものである。

　なお、今後も、引き続き必要に応じて会合を開催し、政策対話を深めていく予定である。

（参考）

インドネシア経済政策支援チームのメンバー

浅沼　信爾・一橋大学教授
伊藤　隆敏・東京大学教授
浦田秀次郎・早稲田大学教授
木下　俊彦・早稲田大学教授
小松　正昭・広島大学教授
白石　　隆・京都大学教授

平成１４年６月１９日

外務省改革に関する「変える会」第９回会合の開催について

１．外務省改革に関する「変える会」第９回会合は、６月２０日（木）、外務省（飯倉公館）において開催される。

２．この会合には、宮内義彦氏（オリックス株式会社代表取締役会長）を座長とする「変える会」メンバーが出席する。外務省からは、植竹繁雄外務副大臣および松浪健四郎、水野賢一各大臣政務官ほかが出席する。

３．この会合では、これまで行われた作業部会を踏まえ、去る５月９日の「中間報告」で更に掘り下げることとされた「秘密保持の徹底」、「ＯＤＡの効率化・透明化」、「外務省予算の効率的使用・透明性の確保」、「広報・広聴体制の再構築」、「政策立案過程などの透明化」などについて話し合いが行われる。

平成１４年６月１９日

ラオスに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

１．わが国政府は、１９７８年３月の国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）第９回特別貿易開発理事会（ＴＤＢ）閣僚会議決議にそって、ラオス人民民主共和国政府に対し、５，３４２万５，０００円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が、６月１９日（水）、ビエンチャンにおいて、わが方橋本逸男在ラオス大使と先方ブンクート・サンソムサック外務副大臣（H. E. Mr. Bounkueth SANGSOMSAK, Vice Minister of Foreign Affairs）との間で行われた。

２．この無償資金協力は、ラオス政府が１９８８年３月３１日までにわが国政府と行った円借款取決めに従って締結された借款契約に基づき負っている債務のうち、平成１４年３月から４月までに返済期限の到来した元本および約定利息のうち、実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。

３．この協力により贈与する資金は、ラオスの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物等の購入のために使用される。

４．前述のＴＤＢ閣僚会議では、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることから、先進諸国がこれらの開発途上国に対する過去の二国間政府開発援助（ＯＤＡ）の条件を調整する措置、またはその他同等の措置を取るよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に鑑み、ラオスとわが国の友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成１４年6月１９日

バングラデシュの「地方道路橋整備計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、バングラデシュ人民共和国政府に対し、「地方道路橋整備計画(the project for Improvement of Steel Bridges for Roads in Rural Areas)」の実施に資することを目的として、３億６，３００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月１９日(水)、ダッカにおいて、わが方小林二郎在バングラデシュ大使と先方アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官（Mr.Anisul Huq Chowdhury, Secretary, Economic Relations Division, Ministry of Finance)との間で行われた。

２．バングラデシュの国内輸送は約６割が道路輸送に依存している状況にある。同国の第五次５ヵ年計画（１９９７／９８年度～）の国家レベルの目標の１つとして民間部門の経済活動を促進するインフラ等の整備が掲げられており、同国産業や社会経済活動を支える中心として道路網の整備の重要性は高い。しかしながら、同国の地方道路は、橋梁の整備が不十分なため、雨季には長期にわたり通行不能になることも多い。１９９８年夏に発生した大規模洪水は、バングラデシュ政府が発表した災害対策・救援省の統計によれば、全国６４県中５２県に被害を及ぼし、道路被害は約７，０００ヵ所に達し、多くの橋梁が流出した。運輸省道路局管轄の道路に関しては、道路９，６２２ｋｍが冠水、道路堤防４，３２９ｋｍ、舗装道路４，２４４ｋｍが被害を受けた。

　このような状況の下、バングラデシュ政府は「地方道路橋整備計画」を策定し、この計画を実施するための７６橋梁（約１，９９０ｍ）の上部工部材の調達に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、これまでの渡船、竹橋などの渡河手段から、安全で常時通行可能な交通手段に代わり、周辺住民の学校、病院などの公共施設へのアクセスが改善されるとともに、地方村落部と都市部とのアクセスが向上することから、農業をはじめとする地域の生産活動、関連流通・サービス業が活性化することが期待される。

４．なお、平成１３年度には、４７橋梁について同様の支援を実施している。

平成１４年６月１９日

グアテマラの「国立プエルト・バリオス病院建設・医療機材整備計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、グアテマラ共和国政府に対し、「国立プエルト・バリオス病院建設・医療機材整備計画」の実施に資することを目的として、合計１４億３，４００万円（平成１４年度：４億４，４００万円、平成１５年度：９億９，０００万円）を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月１８日（日本時間６月１９日）、グアテマラシティにおいて、わが方上野景文在グアテマラ大使と先方ガブリエル・オレジャナ・ロハス外務大臣（Gabriel Orellana Rojas, Ministro de Relaciones Exteriores de la Republica de Guatelama）との間で行われた。

２．グアテマラでは、１９９６年に３６年間にわたる内戦が終結し、和平協定において貧困対策、保健衛生等を中心とした同国地方部に対する支援を基本方針の一つに掲げている。なかでも保健・医療サービス体制の充実が急務となっているため、同国政府は「全国病院網整備計画」を策定し、全国の病院施設および機材整備を通した保健・医療サービスの改善を目指している。

　グアテマラ東部のイサバル県に位置し、同地域の最大都市であるプエルト・バリオス市にある国立プエルト・バリオス病院は、１９７８年に建設され当初５年間の耐用年数を想定していたが、既に２３年が経過し老朽化が顕著である。また、同病院は、１９９８年のハリケーン・ミッチ、１９９９年の地震に相次いで被災しており、二次医療施設としての充分なサービスを提供することが困難となっている。

　このような状況の下、グアテマラ政府は「国立プエルト・バリオス病院建設・医療機材整備計画」を策定し、この計画を実施するために必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

平成１４年6月１８日

ユーゴスラビアの「バイナ・バシュタ揚水発電所改修計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、ユーゴスラビア連邦共和国政府に対し、「バイナ・バシュタ揚水発電所改修計画」の実施に資することを目的として、６億９，８００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月１８日（火)、ベオグラードにおいて、わが方美根慶樹在ユーゴスラビア大使と先方ミロリュブ・ラブス副首相兼対外経済関係大臣(Dr. Miroljub Labus, Deputy Prime Minister and Minister for Foreign Economic Relations of the Federal Republic of Yugoslavia)との間で行われた。

２．ユーゴスラビアでは、２０００年１０月、約１０年間にわたって南東欧地域最大の不安定要因となってきたミロシェビッチ政権が崩壊し、民主的なコシュトゥーニツァ新政権が誕生、経済改革に着手した。しかしながら、ミロシェビッチ政権下での長期にわたる旧ユーゴ紛争および国際社会により課されていた経済制裁に加え、１９９８年からのコソボ問題の拡大により、ユーゴスラビアの経済の疲弊は著しい。

　なかでも、疲弊した経済情勢は同国の電力公社であるセルビア電力産業公社の財政にも影響を与え、同公社の資金不足のため発電設備の維持管理を十分行えず、現在の出力は設備容量の７０％を下回る状況にある。今回の計画対象であるバイナ・バシュタ揚水発電所は、国内唯一の揚水発電所であり、最大出力６１４MWとユーゴ国内の電力運用において重要な位置を占めているが、運転開始以降２０年経った現在まで一度も本格的な補修が実施されておらず、安定した電力供給の確保、信頼性と安全性の確保の観点から同発電所の補修を早急に実施する必要が生じている。

　このような状況の下、ユーゴスラビア政府はバイナ・バシュタ揚水発電所の既設発電設備の発電能力を維持し、電力供給における信頼性の向上および設備稼働率の向上を図るため「バイナ・バシュタ揚水発電所改修計画」を策定し、水車発電機（１号機および２号機）ならびに関連電気設備の補修に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．今回の無償資金協力は、コシュトゥーニツァ政権誕生後に国際社会が同国の民主化、国際社会への復帰に向けた努力を支援することを表明し、昨年６月に開催された支援国会合においてわが国が表明した、最大で５，０００万ドルの無償資金協力からなる支援パッケージの一環として供与するものである。

平成１４年６月１８日

川口外務大臣のアジア協力対話会合への出席について

１．川口順子外務大臣は、６月１８日、１９日の両日にタイのチャアムにおいて開催されるアジア協力対話（ＡＣＤ:Asia Cooperation Dialogue）会合に出席するため、６月１８日（火）から２０日（木）までタイを訪問する。

２．川口外務大臣は、滞在中、アジア協力対話会合において、「いかに我々の力を結集するか」とのテーマのもと、どのようにしてアジア諸国の潜在力を活かして、域内の相互依存関係を促進し、かつ競争力を高めるかとの観点から、各国閣僚と幅広い論点について議論を行う予定である。

３．また、川口大臣はアジア協力対話会合に出席するほか、唐家セン外交部長（中国)と二国間会談等を行う予定である。

４．アジア協力対話は、タイのタクシン首相およびスラキアット外相の提案により開催されることとなったものである。今回のアジア協力対話会合には、ＡＳＥＡＮ各国のほか、東アジアから、日本、中国、韓国、南アジアからインド、パキスタン、バングラデシュ、中東からバハレーン、カタールの計１７国が招待されている。

（参考：訪問日程の概要）

６月１８日　成田発
　　バンコク着
　　タクシン首相主催夕食会(チャアム)
　１９日　アジア協力対話会合（チャアム）
　　スラキアット外相主催夕食会
　２０日　バンコク発
　　成田着

平成１４年６月１８日

日露文化交流協定の批准および発効について

１．わが国政府は、日露文化交流協定（文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定）の批准を６月１８日（火）の閣議において決定し、同日、天皇陛下の認証を得た。

２．この批准書は、６月２１日（現地時間）、モスクワにおいて日露両国間において交換される予定であり、これにより、この協定は、７月１日に公布され、７月２０日に発効することとなる。

３．この協定は、両政府が文化、教育および学術の分野の交流を奨励するとの規定を設けることにより、両政府が今後の両国間の文化交流の促進のために果たすべき適切な役割を反映した新たな法的枠組みを提供するものである。この協定の締結により、民間レベルにおいても相当の拡大が見られる両国間の文化交流が一層発展し、強化されることが期待される。

４．なお、この協定の発効によって、昭和６１年に署名された日ソ文化交流協定（文化交流に関する日本国政府とソビエト社会主義共和国連邦政府との間の協定）は、日本国政府とロシア連邦政府との間において終了する。

平成１４年６月１８日

「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正」の受諾書の寄託について

１．わが国は、「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正」の受諾書を、６月１７日（日本時間１８日）、米国のワシントンにおいて米国政府に寄託した。

２．この改正の主たる内容は次のとおり。

（１）国際電気通信衛星機構の主たる目的を、①全世界的な接続および全世界的な範囲の維持、②ライフライン接続サービスの提供、③無差別アクセスの提供という３つの原則（中核的な原則）が、同機構の通信衛星等の設備および衛星通信サービス提供業務を移転される民間会社により履行されることを確保することとする。

（２）国際電気通信衛星機構は、上記民間会社が中核的な原則を履行することを監督するため、同社と公的業務契約を締結する。

３．わが国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、国際衛星通信の発展に資するとの見地から有意義であると認められる。

（参考）

（１）国際電気通信衛星機構は、通信衛星を利用する国際電気通信網により、世界のすべての地域に対して通信手段を提供することを目的として、「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」（１９７３年発効）により設立された国際機関であり、わが国は、１９７２年に同協定を締結した。同機構の加盟国は、本年５月２７日現在、１４８ヵ国に達している。

（２）近年、国際衛星通信の分野は、各国における通信自由化の流れや通信技術の急速な進歩を受けて、民間企業の参入、海底光ケーブル等サービスの多様化により競争が激化し、その情勢が急速に変化している。

　そのような変化に対応するため、同機構はその保有する通信衛星等の設備および衛星通信サービス提供業務を民間会社に移転することとし、同機構の目的を同社によるライフライン接続サービスの提供等の原則の履行の確保とする等の内容の協定改正（今回受諾した改正）が、２０００年１１月に開催された同機構第２５回締約国総会において採択された。

平成１４年６月１７

シリアの「第二次ダマスカス郊外県給水開発計画（２／２期）」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、シリア・アラブ共和国政府に対し、「第二次ダマスカス郊外県給水開発計画（２／２期）（the Project for Improvement of Water Supply in the Rural Province of Damascus (Phase II))の実施に資することを目的として、４億４，０００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月１７日（月）、ダマスカスにおいて、わが方天江喜七郎在シリア大使と先方タウフィーク・イスマイル企画庁長官（Dr.Toufik ISMAIL, Head of the State Planning Commission）との間で行われた。

２．首都ダマスカス市に隣接するダマスカス郊外県では、急速な都市化と人口増加（年４％）が進んでいるにかかわらず、近くに適当な水源が存在せず、給水体制が不十分なため、住民は浅井戸を使用せざるを得ない。加えて、過剰揚水による水位低下が進行し、宅地化に伴う水質汚染も深刻化しており、水因性の伝染病の発生などが危惧されている。

　住宅公共事業省ダマスカス郊外県上下水道公団はかかる状況の改善のため水源開発に努めているが、新興住宅地の給水網の整備にその予算の多くを割かざるを得ないため、遠方に位置する有力水源からの送水管の敷設に必要な資機材の調達を十分行えない状況にある。

　このような状況の下、シリア政府はダマスカス郊外県内で特に人口増加率が激しく、配水が十分行われていないグータ・ガルビーエ地区への給水状況を改善するため、約３５ｋｍ遠方の水源を活用するために必要な給水管整備を目的として、「第二次ダマスカス郊外県給水開発計画」を策定し、本計画実施のための資機材（送水管、揚水ポンプ等）調達に必要な資金につき、わが国に無償資金協力を要請した。これを受けてわが国は平成12年度同計画（１／２期）（供与限度額１３億７００万円）に協力した経緯があり、今回は同計画の２期目である。

３．この計画の実施により、ダマスカス郊外県グータ・ガルビーエ地区の住民２１万６，０００人に対して安全かつ安定した給水が可能となり、住民一人あたりの使用可能水量が最大１日当たり約８３リットルから約１２５リットルに増加すること等が期待される。

平成１４年６月１７日

経済関係強化のための日墨共同研究会第６回会合の開催について

１．経済関係強化のための日墨共同研究会第６回会合は、６月１９日（水）から２１日（金）まで、東京（三田共用会議所）において開催される。

２．この会合には、日墨双方の産業界、学界、政府の日墨共同研究会委員が出席する。

３．この会合では、日墨両国間の経済関係強化のための具体的な改善および協力の方策につき議論する予定である。

４．経済関係強化のための日墨共同研究会は、昨年６月の日墨首脳会談にてその設置が合意され、両国経済関係強化のための方策について、自由貿易協定の可能性も含め、包括的に議論することを目的とするものである。なお、共同研究会は７月中に報告書を公表する予定である。

[日墨共同研究会第６回会合参加メンバー]

日本側参加メンバー

高瀬　寧	外務省中南米局中南米第二課長
森　信親	財務省大臣官房参事官
住田　孝之	経済産業省通商政策局企画官（国際経済担当）
梶島　達也	農林水産省国際調整課貿易・情報室長
谷代正毅	ユーシーカード株式会社代表取締役副社長
佐藤和夫	三井物産株式会社顧問
藤原武平太	シャープ株式会社専務取締役・海外事業本部長代理
細野　昭雄	神戸大学教授
浦田秀次郎	早稲田大学教授
服部信司	東洋大学教授

メキシコ側参加メンバー

トラスロセロス	経済省多国間貿易局長（首席代表）
ラモス	経済省多国間貿易政策局長
ポブラーノ	経済省サービス貿易交渉局長
ガルシア	経済省外国投資局長
フローレス	経済省外国投資局次長
サパタ	経済省市場アクセス交渉課長
カンポス	経済省ＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力会議）貿易投資委員会　・アジア太平洋アフリカ中東二国間関係課長
パステリン	経済省多国間貿易政策局次長
マルティネス	メキシコ商工会議所会員
モントヤ	イベロアメリカ大学教授
ファルク	グアダラハラ自治大学教授

平成１４年６月１７日

日韓社会保障協定に向けた第２回予備協議の開催について

１．日韓社会保障協定に向けた第２回予備協議は、６月１８日（火）、１９日（水）の両日、東京（三田共用会議所）にて開催される。

２．この協議には、日本側から竹若敬三外務省アジア大洋州局日韓経済調整室長、池永敏康厚生労働省年金局総務課国際年金企画室長ほかが、韓国側から金庚壽(ｷﾑ･ｷﾞｮﾝｽ)外交通商部国際経済局経済協力課長ほかがそれぞれ出席する。

３．この協議は、日韓両国間における人的交流の増大に伴い、両国の公的年金制度への二重加入、相手国年金制度への保険料掛け捨て等の問題が生じているため、これらの問題を解決するための社会保障協定の締結に向け、両国の制度についての相互理解を深めるために、両政府間で行うものである。

４.この協議は、昨年１２月にソウルで行われた第１回予備協議に引き続いて行うものである。

平成１４年６月１７日

モンゴルの「短波ラジオ放送網整備計画」ほか１件に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、モンゴル国政府に対し、「短波ラジオ放送網整備計画」および「第二次初等教育施設整備計画（１／２期）」の実施に資することを目的として、総額２０億２，９００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月１７日（月）、ウランバートルにおいて、わが方當田達夫在モンゴル大使と先方エルデネチョローン外務大臣（Luvsan Erdenechuluun, Minister for Foreign Affairs）との間で行われた。

（１）「短波ラジオ放送網整備計画」（the project for Improvement of Shortwave Radio Broadcasting Network）
供与限度額　１１億２，７００万円

（２）「第二次初等教育施設整備計画（１／２期）」（the project for Improvement of Primary Education Facilities（PhaseⅡ））
供与限度額　９億　２００万円

２．

（１）「短波ラジオ放送網整備計画」

モンゴル政府は、国家政策に関する情報や気象・災害情報等の様々な情報を全国民に等しく提供することを優先施策の一つとしているが、国民の過半数を占める遊牧民の多くは、道路・通信等の経済インフラの整備されていない遠隔地に居住していることから、新聞や雑誌等をはじめ、テレビからも情報を得ることは極めて困難な状況にあり、遊牧民にとってはラジオが貴重な情報収集手段となっている。

しかしながら、モンゴルにおける既存のラジオ放送設備は、１９６０年代以降に旧ソ連の援助によって整備されたものが多く、老朽化が進んでいる。そのため、ラジオ放送送信設備の出力が年々減少し、ラジオ放送を受信可能な範囲も急速に縮小する傾向にあり、特に遠隔地に対するラジオ放送を通じた情報提供については、十分に実施できていない状況にある。

このような状況の下、モンゴル政府は、維持管理費用を抑えながら効率的にラジオ放送を通じた情報提供を行うため、「短波ラジオ放送網整備計画」を策定し、そのための短波ラジオ放送送信機材等の整備に必要な資金につき、わが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

この計画の実施により、急速に縮小しているラジオ放送の受信可能範囲が拡大し、遠隔地に居住している住民に対しても情報収集手段を提供することが可能となる。また近年、大規模な雪害により大きな被害を受けてきた遊牧民がラジオ放送を通じて気象情報等を入手可能となり、将来的には自然災害等による被害の低減にも寄与することが期待される。

（２）「第二次初等教育施設整備計画（１／２期）」

モンゴルでは、近年の都市への急激な人口流入により、特に初等教育施設における教室数不足が深刻化している。さらにモンゴル政府は、初等学校への入学年齢を、現行の８歳から国際的な標準である６歳まで段階的に引き下げる計画を有

しているため、今後さらに学習環境が悪化することが懸念されている。

**　このような状況の下、モンゴル政府は首都ウランバートル市に次ぐ都市を有するオルホン県およびダルハン・オール県を対象とした「第二次初等教育施設整備計画」を策定し、この計画のための教室建設および教育用機材等の整備に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。**

**　この計画の実施により、オルホン県およびダルハン・オール県に新たな６０教室が建設され、約４，３００人の生徒を収容することが可能となる。また３部制の授業が解消され、教育環境の改善に寄与することが期待される。**

**　なお、わが国は、平成１１年度から平成１３年度にわたり、無償資金協力によって、首都ウランバートル市を対象とした教室建設および教育用機材と基礎的教材の整備を実施している。**

平成１４年６月１７日

セネガルの「国立保健医療・社会開発学校整備計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、セネガル共和国政府に対し、「国立保健医療・社会開発学校整備計画」（Projet de construction d'un bloc scientifique polyvalent et de fourniture d'quipement l'Ecole nationale de d veloppement sanitaire et social）の実施に資することを目的として、９億１，１００万円（平成１４年度：１億３，１００万円、平成１５年度：７億８，０００万円）を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月１７日（月）ダカールにおいて、わが方古屋昭彦在セネガル大使と先方アブドゥライ・ディオップ経済・財務大臣（Monsieur Mohamed Abdoulaye DIOP, Ministre de l'Economie et des Finances）との間で行われた。

２．セネガルにおいては、医療従事者の不足が同国の保健・医療体制上の問題となっている。このため、セネガル政府は、保健医療に関する国家開発政策（ＰＮＤＳ／１９９８－２００７）およびセクター投資計画（ＰＩＤＳ／１９９８－２００２）を策定し、他の援助国の支援を受けつつ、保健医療環境の改善を推進するとともに、１９９２年には同国唯一の公的医療教育機関である「国立保健医療・社会開発学校」を設立し、医療従事者の養成に努力している。

　しかしながら、同校においては、求められる人材養成に必要な研修機材が不足している上、同校の生徒収容力、人材養成機能には限界があり、急増する国内の医療需要を満たす医療従事者を十分に輩出することが困難な状況にある。また、人口都市集中型の同国においては、地方における医療従事者の不足、医療事情の悪化は特に深刻化していることから、「国立保健医療・社会開発学校」の生徒収容能力の向上および養成機能の強化が急務となっている。

　このような状況の下、セネガル政府は１９９７年、「国立保健医療・社会開発学校」を拡充し、機能を強化することを目的とした「国立保健医療・社会開発学校整備計画」を策定し、この計画に必要な施設建設および機材購入のための資金につき、わが国政府に無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、セネガルの医療従事者不足が緩和されると共に、対象校が周辺国から多数の留学生を受け入れていることから、間接的に周辺国の医療従事者不足の緩和にも寄与することが期待される。

平成１４年６月１７日

セネガルの「第四次小学校教室建設計画（２／３期）」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、セネガル共和国政府に対し、「第四次小学校教室建設計画（２／３期）」（Projet de construction de salles de classe de l'enseignement élémentaire(2/3)）の実施に資することを目的として、１１億４，６００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月１７日（月）ダカールにおいて、わが方古屋昭彦在セネガル大使と先方アブドゥライ・ディオップ経済・財政大臣（Monsieur Abdoulaye DIOP, Ministre de l'Economie et des Finances)との間で行われた。

２．セネガル政府は、初等教育の普及を重点課題と位置づけ、１９９８年に「国家開発政策」、２０００年に「教育・訓練１０ヵ年計画」を策定し、２０１０年までに初等教育就学率を１００％に引き上げることを目標に設定して、各援助国の支援を受けながら、初等教育環境の改善を推進してきている。わが国も１９９１年度から既に３次に亘り小学校教室の建設に協力している。

　しかしながら、ダカール、ティエス等の都市部の著しい人口増加に対して教室等の施設建設が追いつかず、セネガルの１９９８年の初等教育就学率は６１．７％に留まっている。また、都市部では、一教室当たりの生徒数が過密となっている上、２部制授業も行われており、初等教育環境の整備が急務となっている。

　このような状況の下、セネガル政府は、就学率の向上および初等教育環境の整備を目的とした「第四次小学校教室建設計画」を策定し、この計画のための施設建設および関連機材調達に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．昨年１２月に交換公文の署名を行った第１期ではルーガ州１８校５８教室の建設を行っているが、今回署名を行う第２期においてはダカール、ティエスおよびファティク各州４５校１４６教室が建設される予定である。

平成１４年６月１４日

「国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第１４４号）」の批准書の寄託について

１．わが国政府は、「国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第１４４号）」の批准書を、６月１４日（金）、スイスのジュネーブにおいて国際労働事務局長に寄託した。

２．「国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第１４４号）」は、昭和５１年（１９７６年）６月に開催された国際労働機関第６１回総会において採択された。この条約は、 国際労働基準の実施を促進するため、政府、使用者および労働者の代表者の間で効果的な協議を行うこと等について定めたものである。

３．わが国は、国際労働機関の加盟国として、その活動を通じて、今後とも、国際的な労働者の地位の向上に努めていく考えである。

平成１４年６月１４日

第８回日本・サウジアラビア合同委員会の開催について

１．第８回日本・サウジアラビア合同委員会は、６月１７日（月）、１８日（火）の両日、東京（三田共用会議所）において開催される。

２．この委員会には、日本側から、川口順子外務大臣、平沼赳夫経済産業大臣を代表とする関係者が、サウジアラビア側から、ゴサイビ企画大臣を代表とする関係者が出席する。

３．この委員会では、相互利益に基づく未来志向の協力の推進を目的に掲げ、両国閣僚レベルの協議を通じた相互理解の向上を図るとともに、人造り、環境、投資等の分野を含むこれまでの具体的な二国間協力の実績を振り返り、新たな協力関係の構築を模索する予定である。

平成１４年６月１４日

松浪大臣政務官の開発のための情報通信技術に関する国連総会会合出席について

１．松浪健四郎外務大臣政務官は６月１７日、１８日の両日、ニューヨークの国連本部において開催される開発のための情報通信技術に関する国連総会会合に出席するため、６月１６日（日）から１９日（水）までニューヨークを訪問する。

２．松浪大臣政務官は、この会合において、情報通信技術の開発に果たす役割および情報格差（デジタル・ディバイド）の問題へのわが国の取組に関する演説を行う。

３．また松浪大臣政務官は、ハン・スンス国連総会議長、マーク・マロック＝ブラウン国連開発計画（ＵＮＤＰ）総裁他との会談等を行う予定である。

平成１４年６月１４日

フィジー諸島の「フィジー国新医薬品供給センター建設計画」に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、フィジー諸島共和国政府に対し、「フィジー国新医薬品供給センター建設計画（the project for Construction of the New Pharmaceutical Services Center）」の実施に資することを目的として、１０億５，９００万円（平成１４年度：３億円、１５年度：７億５，９００万円）を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月１４日（金）、スバにおいて、わが方高田昌明在フィジー臨時代理大使と先方カリオパテ・タヴォラ外務貿易大臣（The Honourable Mr. Kaliopate Tavola , Minister for Foreign Affairs and External Trade）との間で行われた。

２．フィジーをはじめとする太平洋島嶼国では、国内で使用する医薬品や医療消耗品を輸入によってまかなっているが、人口規模が小さいこと、離島であるという地理的条件、輸送手段の不備などを背景に、医薬品購入において割高な価格体系を強いられるとともに安定的な供給にも大きな問題を抱えている。また、同国保健省医薬品局の所有する医薬品倉庫は、施設の老朽化による漏水の危険、過多な積み重ね、不十分な温度管理等、医薬品にとって劣悪な保管環境となっている。このような環境は、医薬品のロット管理と在庫管理の不備を助長させ医薬品の品質低下を招いている。

　このような状況の下、フィジー政府は、周辺の太平洋島嶼国と共に医薬品を共同で大量購入し、適切な環境の下での医薬品の保管と物流の管理を目的とした「フィジー国新医薬品供給センター建設計画」を策定し、この計画の実施のための医薬品供給センターの建設および関連機材の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、フィジー国内および周辺島嶼国に、品質管理が行き届いた適正価格の医薬品が安定的に供給されることが期待される。

平成１4年６月１３日

カンボジア国営放送に対する文化無償協力について

１．わが国政府は、カンボジア王国政府に対し、カンボジア国営放送が番組ソフト（教育番組及びドキュメンタリー番組ソフト）を購入するため（the supply of ＴＶ programs to the National Television of Cambodia(TVK)）、３，８４０万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月１３日（木）、プノンペンにおいて、わが方小川郷太郎在カンボジア大使と先方ハオ・ナムホン上級大臣兼外務国際協力大臣（H. E. Mr. Hor Namhong, Senior Minister and Minister of Foreign Affairs and International Cooperation）との間で行われた。

２．カンボジア国営放送は、１９６６年の設立後、１９７０年から始まった内戦により損壊を受けたが、１９８３年に再建され、また、１９９８年には我が国無償資金協力により建物が新設された。同局は、国内のテレビ放送の約８割をカバーする同国最大のテレビ局として、近年、放送時間を拡大し放送番組の拡充に努めているが、厳しい財政状況の下、自主番組制作のための予算確保が非常に困難な状況にある。わが国は、平成６年度文化無償協力により今回と同様の番組ソフトを供与したところ、カンボジア国民より好評を博すとともに、日本の番組に対する国民の高い関心が寄せられ、放送期限終了後も、引き続き日本の新たな番組の放送を望む声が高まっていた。

　このような状況の下、カンボジア政府は、カンボジア国営放送が上記の番組ソフトを購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成１４年６月１３日

バングラデシュに対する無償資金協力（債務救済のための無償援助）について

１．わが国政府は、１９７８年３月の国際連合貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）第９回特別貿易開発理事会（ＴＤＢ）閣僚会議の決議を受け、バングラデシュ人民共和国政府に対し、４４億８，１３７万６千円の無償資金協力（債務救済のための無償援助）を行うこととし、このための書簡の交換が６月１３日（木）、ダッカにおいて、わが方小林二郎在バングラデシュ大使と先方アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官（Mr.Anisul Huq Chowdhury, Secretary, Economic Relations Division, Ministry of Finance）との間で行われた。

２．この無償資金協力は、バングラデシュ政府が１９８８年３月３１日までにわが国政府と行った円借款取極に従って締結された借款契約に基づき負っている債務（平成１４年３月から４月に返済期限が到来した元本および約定利息）のうち、実際の返済額に相当する額を供与するもので、債務救済措置の一つである。

３．この無償資金協力により贈与する資金は、バングラデシュの経済の発展と国民福祉の向上のために必要な生産物の輸入のために使用される。

４．前述のＴＤＢ閣僚会議においては、多くの開発途上国が深刻な債務返済問題に直面していることを踏まえ、先進諸国がこれらの開発途上諸国に対する過去の二国間政府開発援助（ＯＤＡ）の条件を調整する措置、または、その他同等の措置をとるよう努力すべき旨の決議が採択された。今回の無償資金協力は、この決議に基づき、バングラデシュとわが国との友好協力関係を強化することを目的として、わが国の無償資金協力の一環として実施するものである。

平成１４年６月１３日

カンボジアの「プノンペン市周辺村落給水計画」ほか１件に対する無償資金協力について

１．わが国政府は、カンボジア王国政府に対し、「プノンペン市周辺村落給水計画」および「第三次地雷除去活動機材整備計画」の実施に資することを目的として総額１５億８，２００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月１３日（木）、プノンペンにおいて、わが方小川郷太郎在カンボジア大使と先方ハオ・ナムホン上級大臣兼外務国際協力大臣（H.E. Mr. HOR Namhong Senior Minister and Minister of Foreign Affairs and International Cooperation）との間で行われた。

（１）「プノンペン市周辺村落給水計画」（the project for Rural Drinking Water Supply in Peri-Urban of Phnom Penh City）　７億８，４００万円

（２）「第三次地雷除去活動機材整備計画」（the project for Improvement of Equipment for Demining Activities（Phase III））　７億９，８００万円

２．（１）プノンペン市周辺村落給水計画

カンボジアでは、１９７０年から約２０年間に及んだ国内紛争の影響による地方組織の弱体化、農村基盤施設の荒廃により、給水整備が立ち遅れており、地方住民は、飲料水を雨水、河川水、池・湖等の自然水源の他、浅井戸、溜池に依存している。しかしながら、これらの水源は大腸菌などに汚染されており、衛生状態の悪化による水因性疾患の発生率も高い。さらに乾期の水不足も深刻で、地域の貧困状況の停滞もしくは活力ある農村社会基盤形成の障害となっており、安全な飲料水供給を可能とする地下水開発・井戸建設が急務となっている。このような状況の中、カンボジア政府の農村開発省（ＭＲＤ）は「第１次地方給水５カ年計画」（１９９６年から２０００年）に引き続き、「第２次地方給水５カ年計画」（２００１年から２００５年）を策定し、地方給水率を２９％（１９９９年）から４０％まで改善することを目標としている。

このような状況の下、カンボジア政府は、わが国が行った開発調査「南部地下水開発計画調査」の結果も踏まえ、人口も多く、特に優先度が高いプノンペン市周辺の６０村落の内、３５村落に対し、ハンドポンプ付深井戸の建設およびそれに必要な機材の調達を目的とした「プノンペン市周辺村落給水計画」を策定し、この計画の実施に必要な資金につきわが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

（２）第三次地雷除去活動機材整備計画

カンボジアにおいては和平達成から１０年以上経った現在でも４００から６００万個の地雷が埋設されているとされ、完全撤去には百年単位の期間が必要と言われている。このため、住民の安全な生活を確保し、再定住を促進することや地雷被災者を支援することは、社会経済を発展させる上で緊急の課題と認識されて

いる。
　このため、カンボジア政府は国家地雷活動戦略プランを策定し地雷除去活動を重要政策の一つと位置付けており、これを受けて１９９２年に国連カンボジア暫定機構（ＵＮＴＡＣ）の全面支援のもとで設立されたカンボディア地雷対策センター（ＣＭＡＣ）等が地雷除去活動や住民に対する啓蒙活動を実施した結果、地雷被災者は減少している。（１９９６年２，９５７人→２００１年８０９人）
　しかしながら、現在使用しているＣＭＡＣの機材はＵＮＴＡＣ時代（１９９３年以前）に調達されたものも多く、老朽化が激しく、機材の不具合のため地雷除去の作業効率が低下している。
　このような状況の下、カンボジア政府は、老朽化したＣＭＡＣの機材の更新および地雷除去をより効率的に、また、安全に行うための機材の調達を目的とした「第三次地雷除去活動機材整備計画」を策定し、この計画の実施のために必要な資金につきわが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

平成１４年６月１２日

ＯＤＡタウンミーティング（秋田会合）の開催について

１．外務省は、ＯＤＡ（政府開発援助）タウンミーティングを６月１５日（土）、秋田市（秋田経済法科大学４０周年記念館）において開催する。

２．このタウンミーティングには、有識者とＮＧＯ（非政府組織）等からなるパネラーをはじめ、外務省関係者が参加する予定である。タウンミーティングの前半はパネラーによる議論、後半は一般参加者との対話を予定している。

３．ＯＤＡタウンミーティングは、３月末に川口順子外務大臣に対して提出された「第２次ＯＤＡ改革懇談会」の最終報告をはじめとするＯＤＡ改革に関する提言を受け、ＯＤＡの国民参加および情報公開の推進の一環として定期的に行われているものである。

（参考）過去の実績

第１回　２００１年８月５日（日）東京
第２回　２００１年８月２６日（日）神戸
第３回　２００１年９月１９日（水）仙台
第４回　２００１年９月２１日（金）福岡
第５回　２００２年５月３１日（金）名古屋

平成１４年６月１１日

「世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正」の受諾について

１．わが国政府は、「世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正」の受諾書を、６月１１日（日本時間１２日）、ニューヨーク（国連本部）においてアナン国連事務総長に寄託した。

２．この改正は、１９９８年５月の第５１回世界保健総会において採択されたものであり、世界保健機関の執行理事会の理事の定数につき、現在、３２の加盟国が任命した３２人となっているのを改め、３４の加盟国が任命した３４人に増加することを内容としている。この改正は、わが国の属する西太平洋地域の理事国の数を増加するものであるところ、わが国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、執行理事会を通じて保健衛生の各分野における国際協力に一層の積極的な貢献を行うとの見地から有意義である。

３．この改正は、世界保健機関憲章第７３条の規定に基づき、全加盟国（６月１日現在１９１ヵ国）の３分の２がそれぞれの憲法上の手続に従って受諾した時に、すべての加盟国に対して効力を生じるところ、６月１日現在、その受諾国は８１ヵ国（英、仏、中など）であり、発効には至っていない。

平成１４年６月１１日

「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の受諾書の寄託について

１．わが国政府は、「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の受諾書を、６月１１日（火）にニューヨーク（国連本部）において、わが方佐藤行雄国際連合日本政府代表部大使よりアナン国際連合事務総長に寄託した。

２．この条約は、既存のいわゆるテロ防止関連条約に定める犯罪を構成する行為等を行うための資金の提供、または資金を収集する行為を犯罪として定め、その犯人が刑事手続を免れることがないよう、締約国に対し、国外犯を含めた裁判権の設定、関係締約国に犯人を引き渡さない場合における自国の当局への事件の付託等を義務づけるものである。

３．この条約は、本年４月１０日に発効しており（５月３１日現在、締約国は３４ヵ国（Ｇ８（主要８ヵ国）では英、仏および加））、わが国については、同条約第２６条２の規定により、受諾書の寄託の後３０日目の７月１１日に発効することとなる。わが国は、これで１２本のテロ防止関連条約すべての締約国となる。

４．なお、この条約は、本年５月１７日にその締結につき国会の承認を得、その後、この条約の実施のための国内法が成立したことを受け、６月１１日に受諾について閣議決定された。

平成１４年６月１１日

ガボンに対する債務救済措置について

１．わが国政府は、ガボン共和国政府に対する債務救済措置（債務繰延方式および債務支払猶予方式）に関し、同国政府との間で交渉を行ってきた結果、このほど繰延金利を含む繰延条件の細目につき合意したので、このための書簡の交換が６月１１日（火）、リーブルビルにおいてわが方藤原定在ガボン大使と先方ジャン・ピン国務大臣兼外務協力仏語圏大臣（Jean PING, Ministre d'Etat, Ministre des Affaires Etrangères, de la Coopération et de la Francophonie）との間で行われた。

２．今回の債務救済措置の内容は次のとおりである。

（１）債務繰延措置

（イ）対象となる債務

ガボン政府の国際協力銀行に対する債務およびガボンの債務者の日本国の関係債権者に対する商業上の債務で日本国政府が保険を引き受けたもので、１９８６年７月１日より前に契約された債務のうち、２０００年９月３０日以前に弁済期限の到来した未払の元本および利子。

（ロ）対象となる債務の額

（ａ）国際協力銀行関係債務　　約２億７,９６２万円

（ｂ）商業上の債務　　約１億４,５８６万円

（ハ）支払方法

（ａ）国際協力銀行関係債務　　2004年３月３１日に始まる１８回の半年賦払

（ｂ）商業上の債務　　同上

（ニ）繰延金利

（ａ）国際協力銀行関係債務　　年４.９％

（ｂ）商業上の債務

（ｉ）書簡交換日の前日までの間　　関係契約において定められた遅延金利率

(ii)書簡交換日以降　　年５．４％

（２）支払猶予措置

（イ）対象となる債務

上記（１）（イ）にいう債務に対して２０００年９月３０日以前に生じた未払の遅延利子。

（ロ）対象となる債務の額

（ａ）国際協力銀行関係債務　　約４,０７５万円

（ｂ）商業上の債務　　約　６０６万円

（ハ）支払方法

（ａ）国際協力銀行関係債務　　書簡の交換後、直ちに支払われる

（ｂ）商業上の債務　　同上

（ニ）支払猶予金利

（ａ）国際協力銀行関係債務　　年４．９％

（ｂ）商業上の債務　　金利は課さない

３．今回の債務救済措置は、ガボンの債務救済のための債権国会議（パリ・クラブ会合）が２０００年１２月に開催された結果、一定の債務につき、その返済の繰延および支払の猶予を骨子とする債務救済のための支払計画の大綱が合意されたことに基づき行われるものである。

４．なお、わが国のガボンに対する債務救済措置の実施は、１９９７年６月に続き６回目である。

平成１４年６月１１日

日米規制改革および競争政策イニシアティブ上級会合の開催について

１．日米規制改革および競争政策イニシアティブ上級会合は、６月１３日（木）、東京（外務省）において開催される。

２．この会合には、日本側から大島正太郎外務審議官を議長として関係省庁の代表が、米側からジョン・ハンツマン米国通商代表部（ＵＳＴＲ）次席代表を議長として関係省庁の代表が、それぞれ参加する予定である。

３．この会合では、昨年１０月に提出された日米双方の規制改革等に関する要望事項についてこれまでに開催された各分野の作業部会および本年３月に行われた上級会合の結果を踏まえて、意見交換が行われる予定である。

４．これらの会合は、昨年６月に小泉純一郎総理大臣とジョージ・ブッシュ大統領との間で立ち上げが合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下で、従来の日米規制緩和対話を発展・改組する形で設置された「規制改革および競争政策イニシアティブ」の一環として行われるものである。

平成１４年６月１１日

川口外務大臣のＧ８外相会合への出席について

１．川口順子外務大臣は、６月１２日、１３日の両日にカナダのウィスラーにおいて開催されるＧ８（主要８ヵ国）外相会合に出席するため、６月１１日（火）から１５日（土）までカナダを訪問する。

２．川口外務大臣は、外相会合において、テロ対策およびアフガニスタン情勢に加え、軍備管理・軍縮・不拡散問題や中東情勢、インド・パキスタン情勢等について議論を行う予定である。

３．また、川口外務大臣は、Ｇ８外相会合終了後の１４日、バンクーバーにおいて講演を行う予定である。

平成１４年６月７日

水野大臣政務官の世界食糧サミット５年後会合への出席について

１．水野賢一外務大臣政務官は、世界食糧サミット５年後会合に出席するため、６月１０日（月）から６月１２日（水）まで、イタリアのローマを訪問する。

２．水野政務官は、滞在中、世界食糧サミット５年後会合の円卓会合に出席し、「サミット行動計画ー達成された結果、実行上の困難、克服手段」のテーマの下議論に参加する予定である。

３．世界食糧サミット５年後会合は、１９９６年の世界食糧サミットで採択された「世界食糧安全保障に関するローマ宣言」（栄養不足人口を２０１５年までに１９９６年の水準から半減させるとの目標）の実施状況をレビューし、今後の取り組みを強化することを目的としており、この会合では、今後の食糧安全保障の達成に向けた食糧・農業分野の協力について議論を行い、わが国としての取り組みを積極的にアピールする考えである。

平成１４年６月７日

第２回外務省タウンミーティングの開催について

１．外務省は、第２回タウンミーティングを、７月２０日（土）、大阪（オーバルホール）において開催する。

２．このタウンミーティングでは、「外務省改革／ＯＤＡ（政府開発援助）」をテーマに、川口順子外務大臣による冒頭説明の後、川口大臣と参加者による対話が行われる。

３．このタウンミーティングは、２月１２日、川口大臣が発表した「開かれた外務省のための１０の改革」のうち、「広報・広聴体制の再構築」においてその開催が盛り込まれており、第１回タウンミーティングは、４月７日に東京において開催した。

４．また、一般参加の募集は、６月７日から６月３０日まで、外務省ホームページ等を通じて行う予定である。

（別添）

第２回外務省タウンミーティング

１．趣旨

　可能な限り多くの国民の皆様に、直接、各テーマ別の外交政策を説明し、また、国民の皆様から率直なご意見を聞き、今後のよりよい外交推進のための糧とします。

２．日時

　平成１４年7月２０日（土）　１４：００～１６：００

３．会場

　大阪、オーバルホール

４．主催：外務省

　協力：大阪府、大阪市

５．プログラム

　テーマ：「外務省改革／政府開発援助（ＯＤＡ）」

（１）出席者

　（イ）当省：川口大臣他

　（ロ）コーディネーター（調整中）

　（ハ）コメンテーター（調整中）

（２）進行要領

　（イ）大臣の冒頭説明（２０分）

　（ロ）大臣と参加者によるディスカッション　（１００分）

６．参加者

（１）対象：どなたでも参加できます。

（２）募集：Ｅメールまたは ＦＡＸによる応募を受け、応募者多数の場合は抽選とします。

７．今後の実施予定

　第３回は北海道で行う予定であり、具体的な開催地及び日程については、今後決定します。

平成１４年６月７日

川口外務大臣のイスラエル・パレスチナ訪問について

１．川口順子外務大臣は、６月７日（金）から１０日（月）まで、イスラエルとパレスチナ自治区を訪問する。

２．川口外務大臣は、イスラエル・パレスチナ両当事者に停戦を働きかけると共に、停戦の実現と和平交渉に向けたわが国の姿勢を示すために、双方の要人と会談する予定である。

３．なお、わが国の外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問するのは、１９９９年１月の高村正彦元外務大臣以来である。

＜参考：訪問日程の概要＞

６月　７日　成田発

８日　テルアビブ着、パレスチナ暫定自治区政府要人との会談

９日　イスラエル政府要人との会談、テルアビブ発

１０日　羽田着

平成１４年６月７日

コスタリカのナショナル大学芸術研究教育普及センターに対する文化無償協力について

１．わが国政府は、コスタリカ共和国政府に対し、ナショナル大学芸術研究教育普及センターが照明・音響・記録機材（スポットライト、音声ミキサー、ビデオカメラ他）を購入するため（the supply of lighting, sound and recording equipment to the Center for Research, Teaching and Outreach of Arts of the National University）、４，４８０万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月６日（日本時間７日）、サンホセにおいて、わが方猪又忠徳在コスタリカ大使と先方ロベルト・トバル・ファハ外務・宗務大臣（Roberto Tovar Faja, Minister of Foreign Affairs and Worship）との間で行われた。

２．ナショナル大学芸術研究教育普及センターは、１９８５年に設立され、コスタリカ大学芸術学部とともに、コスタリカにおける芸術教育の中心となっている。このセンターでは美術・映像、音楽、演劇、ダンス等芸術全般の教育、研究および普及を推進するとともに、劇場ホール等において、多彩な芸術活動あるいは講習事業を積極的に行っている。しかしながら、これら諸活動に必要となる機材は老朽化しており、新たな機材を購入することを希望しているが、予算上の制約から困難な状況にある。

　このような状況の下、コスタリカ政府は、ナショナル大学芸術研究教育普及センターが照明・音響・記録機材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。

平成１４年６月６日

「インド･パキスタン情勢に関する対策本部」設置について

１．外務省は、現在のインド・パキスタン情勢に鑑み、対インド・パキスタン政策や邦人保護などの対応を総合的に調整し、外務省としての取組みに万全を期すため、本６日（木）をもって、「インド･パキスタン情勢に関する対策本部」を設置した。

２．この対策本部は、竹内行夫事務次官を本部長とし、総合外交政策局長、官房長、外務報道官、領事移住部長、軍備管理・科学審議官、アジア大洋州局長、経済協力局長、国際情報局長により構成されるが、事態に応じ関係局部長をさらに加えることとする。

３．なお、外務省は、インド・パキスタンに滞在している邦人に対し、商業機が運用されている間の速やかな出国を呼びかけている。

平成１４年６月５日

１９８７年の原子力科学技術に関する研究、開発および訓練のための地域協力協定の有効期間の延長に関する第三次協定の受諾について

１．わが国は、１９８７年の原子力科学技術に関する研究、開発および訓練のための地域協力協定の有効期間の延長に関する第三次協定の受諾書を、６月４日（日本時間５日）、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）事務局長に寄託した。これにより、同協定は同日わが国において発効した。

２．１９８７年の地域協力協定は、有効期間が５年間となっていたため、平成４年および９年に同協定の有効期間を延長する協定により、その有効期間がそれぞれ５年間延長された。延長された同協定は本年６月１２日に効力を失うこととされているため、わが国を含め締約国である１７ヵ国の間で協議が行われた結果、同協定の有効期間を更に５年間延長する協定（第三次協定）が平成１３年１０月１日に作成され、受諾のために開放された。

３．１９８７年の地域協力協定は、締約国（アジア・太平洋地域の１７ヵ国）と国際原子力機関（ＩＡＥＡ）との協力の下、原子力科学技術に関する地域協力を促進すること等について定めており、この協定の延長により、原子力の平和利用の分野における国際協力が今後とも一層進展することが期待される。

平成１４年６月４日

杉浦外務副大臣のアジア欧州会合（ＡＳＥＭ）第４回外相会合出席および第２０回ＯＢサミットへの出席について

１．杉浦正健外務副大臣は、６月６日、７日の両日、スペインのマドリードで開催されるアジア欧州会合（ＡＳＥＭ）第４回外相会合および６月８日、ドイツ連邦共和国のベルリンで開催される第２０回ＯＢサミット（インターアクション・カウンシル年次総会）に出席するため、６月５日（水）から１０日（月）までスペインおよびドイツを訪問する。

２．杉浦副大臣は、ＡＳＥＭ第４回外相会合において、アジアと欧州の間の対話と協力の一層の強化に努めると共に、昨年の米国における同時多発テロ以降の新たな国際安全保障情勢、国際組織犯罪等の国境を越える問題をはじめとし、政治、経済、文化その他の幅広い分野における現下の問題等に関する意見交換を行う予定である。この外相会合には、ＡＳＥＭに参加している２５ヵ国・１機関(アジア側：日本、中国、韓国および東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）より７ヵ国、欧州側：欧州連合（ＥＵ）加盟１５ヵ国および欧州委員会)から外務大臣等がそれぞれ参加する予定である。

３．杉浦副大臣は、ＯＢサミットに日本政府を代表して参加し、世界の現状、ＥＵの将来の進化および国際人道法について、議論を行う予定である。

(参考)

ＯＢサミット（インターアクション・カウンシル年次総会）は、１９８３年に故福田元総理他の提唱により創設されたフォーラムであり、各国の大統領あるいは首相経験者が、その経験と識見に基づき、自由な立場からグローバルな課題について意見交換を行うものである。現在のわが国代表は宮澤喜一元総理であり、今次総会でフレーザー元豪州首相と共に共同議長を務める予定である。

平成１４年６月４日

植竹外務副大臣の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」第４回閣僚級準備会合への出席について

１．植竹繁雄外務副大臣は、大木浩環境大臣とともに「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）第４回閣僚級会合に出席するため、６月５日（水）から７日（金）までインドネシアのバリを訪問する。

２．植竹副大臣は、滞在中、閣僚級会合に出席し、本年８月２６日から９月４日まで開催されるヨハネスブルグ・サミットにおいて採択される文書等に関して意見交換を行う予定である。

３．また、植竹副大臣は、滞在中、各国政府代表との間で二国間会談を行い、ヨハネスブルク・サミットに向けての準備状況、京都議定書に関して意見交換を行う予定である。

（参考）ヨハネスブルク・サミットは、１９９２年６月、ブラジルのリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議（いわゆる「地球サミット」）から１０年目にあたる本年開催される。この会議では、国連環境開発会議において採択された「アジェンダ２１」の実施状況の点検や新たに生じた課題等について議論が行われる予定である。

平成１４年６月３日

外務省改革に関する「変える会」第８回会合の開催について

１．外務省改革に関する「変える会」第８回会合は、６月４日（火）、外務省（飯倉公館）において開催される。

２．この会合には、宮内義彦氏（オリックス株式会社代表取締役会長）を座長とする「変える会」メンバーが出席する。外務省からは、植竹繁雄外務副大臣ほかが出席する。

３．５月２３日の前回（第７回）会合において、最終報告作成のため、いくつかのテーマにつき作業部会の設置が合意されたところ、この会合では、作業部会のとり進め方、および最終報告に盛り込むべき追加的なテーマ全般等について話し合いが行われる。

平成１４年６月３日

ナイジェリアの「小児感染症予防計画」のための
ユニセフに対する無償資金協力について

１．わが国政府は、ナイジェリア連邦共和国における「小児感染症予防計画」（the project for Infectious Disease Prevention for Children）の実施に資することを目的として、国連児童基金（ユニセフ）に対し、３億６，５００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が５月３１日（金）、アブジャにおいて、わが方松井啓在ナイジェリア大使と先方クリスティアン・ヴォマール在ナイジェリア・ユニセフ代表（Dr. Christian Voumard, Representative of the UNICEF Office in Nigeria）との間で行われた。

２．世界のポリオ撲滅活動は着実に進展しているが、南西アジア地域およびアフリカ地域では未だにポリオ患者が多く発生している。ナイジェリアの予防接種は、１９９６年以降は各援助国・機関等の協力のもと、ポリオの発症に対するモニタリング体制が整備されたこともあり、ポリオの発生件数は１９９８年の３１２件から２０００年には６３７件と一時的に増加したものの、ポリオ・ワクチン全国一斉投与（ＮＩＤ）による接種率の向上の成果として２００１年の発生件数は５１件と減少した。しかし、ナイジェリアはアフリカにおいて最も人口が多く、また人口移動も盛んであるため、他国への感染を防ぐ意味でも同国でのポリオ対策の実施の必要性は非常に高い。このため、引き続きＮＩＤの実施が必要とされており、ナイジェリア政府、世界保健機構（ＷＨＯ）およびユニセフは、２００１年９月から１１月の間に第３回および第４回ＮＩＤの実施を予定している。しかしながら、感染症を予防するワクチンの通常接種に用いる同国のコールドチェーン機材は老朽化あるいは故障しており、一般予防接種の再活性化のためには新たな機材の購入が必要となっている。

　このような状況の下、ナイジェリア政府、ユニセフおよびわが国との間でナイジェリアにおける２００２年第３回および第４回ＮＩＤ、ワクチン通常接種への援助の可能性につき検討が行われた結果、ナイジェリア政府およびユニセフは、「小児感染症予防計画」を策定し、この計画のためのポリオ・ワクチンおよびワクチン通常接種強化支援に関するコールドチェーン関連機材の調達等に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、約７９０万人の５歳未満児に対するポリオ・ワクチンの接種が可能になるほか、ワクチン通常接種計画におけるワクチンの保存状態が改善され、その損失を減らすことが可能になる

平成１４年６月３日

エチオピアの「小児感染症予防計画」のための
ユニセフに対する無償資金協力について

１．わが国政府は、国際連合児童基金（ユニセフ）に対し、エチオピア連邦民主共和国政府における「小児感染症予防計画計画」（the project for Infectious Diseases Prevention for Children）の実施に資することを目的として、３億３，１００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月３日（月）、アディスアベバにおいて、わが方手塚義雄在エチオピア臨時代理大使と先方イブラヒム・ジャブル在エチオピア・ユニセフ代表（Mr. Ibrahim Jabr, Representative of the UNICEF Office in Ethiopia）との間で行われた。

２．世界のポリオ撲滅活動は着実に進展しているが、南西アジア地域およびアフリカ地域では未だにポリオ患者が多く発生している。このためエチオピアでは、同国政府およびユニセフ、世界保健機構が中心となってポリオ撲滅に関する調整委員会が形成されており、国際機関、援助国、ＮＧＯ（非政府組織）が協調して、エチオピア政府に対する資金協力だけでなく政策策定支援や技術支援を行っている。その中において、同委員会の協力のもと、エチオピアでは、１９９７年からワクチンの全国一斉投与（ＮＩＤ）が開始され、この結果１９９６年には２６４件だったポリオ発生件数は、２００１年には、発見件数が１件にまで減少した。また、エチオピアでは麻疹の流行が子供の健康に深刻な影響を与えており、２０００年には１４５万件の麻疹患者が発生していると推定され、７万２，０００人が死亡していると見積もられている。このため、ユニセフによる指導のもと、ポリオ・ワクチンのＮＩＤと同時に、麻疹ワクチンの全国一斉投与を実施することとしている。さらに、同国ではマラリアが近年増加傾向にあり、大人と子どもをあわせて年間約３００万人が罹患していると推定されているため、蚊帳による予防を中心とするマラリア対策に注力している。

　このような状況の下、エチオピア政府、ユニセフおよびわが国との間で２００１年度第１回および第２回ＮＩＤ（ポリオおよび麻疹）においてマラリア対策への支援の可能性につき検討が行われた結果、エチオピア政府およびユニセフは、上記を実施するための「小児感染症予防計画」を策定し、この計画のためのポリオ・ワクチンおよび麻疹ワクチンの調達ならびにマラリア対策実施に必要な蚊帳等の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、約２４０万人の５歳以下の児童へのポリオワクチンの接種、約９００万人の１歳未満児への麻疹ワクチンの接種およびマラリア予防が可能になる。

平成１４年６月３日

スーダンの「小児感染症予防計画」のためのユニセフに対する無償資金協力について

１．わが国政府は、スーダン共和国政府に対し、「小児感染症予防計画（the Project for Infectious Disease Prevention for the children in the Sudan）」の実施に資することを目的として、国連児童基金（ユニセフ）に対して２億９，２００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月３日（月）、ハルツームにおいて、わが方星彰在スーダン大使と先方トーマス・エクヴァル在スーダン・ユニセフ代表（Mr.Thomas Ekvall, Representative、United Nations Children's Fund office in Sudan）との間で行われた。

２．スーダンでは長期化する内戦、低迷する経済状況のため、政府の保健・医療サービスが十分ではなく、国民の栄養状況も悪化している。特に、子どもの生命が危機に晒されており、出生１０００名における乳児死亡率は８２、幼児死亡率は１３２と中東諸国の中でも最低の状態にある。

　このような状況に対応するため、１９８９年、国連諸機関、スーダン政府及び反政府勢力との間でスーダン生命線活動（ＯＬＳ）協定が結ばれ、援助機関による人道支援がより広範に実施できる体制が整った。同国政府およびユニセフは、ＷＨＯ、欧米の援助機関、国際ＮＧＯ（非政府組織）等と連携し、子どもの保健・医療分野での支援を実施し、スーダン国内における経口ポリオをはじめとするワクチン摂取率は上昇している。しかしながら、ポリオ発症件数は１９９９年に６０件が報告され、２００１年には１件まで減少してきているものの、未だ野生株（自然に発生するウィルス）感染は根絶されていない。また、マラリアや麻疹といったその他の感染症の脅威も依然衰えてはいない。

　このような状況の下、スーダン政府およびユニセフは「小児感染症予防計画」を策定し、本年１１月、１２月に予定されている全国５８０万人の５歳以下の乳幼児を対象とした第１１回ワクチンの全国一斉投与（ＮＩＤ）の実施に必要なポリオ・ワクチン、麻疹ワクチン、およびそれらワクチンの低温保存のためのコールドチェーン機材等の調達に必要な資金につき、わが国政府に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、ＷＨＯが掲げる２００５年までの世界的なポリオ撲滅の目的に資するとともに、スーダンにおける乳幼児死亡率の低減に寄与することが期待される。

平成１４年６月３日

インドの「ポリオ撲滅計画」のためのユニセフに対する無償資金協力について

１．わが国政府は、インドにおける「ポリオ撲滅計画」（the project for the Eradication of Poliomyelitis）の実施に資することを目的として、国際連合児童基金（ユニセフ）に対し、７億５，０００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が６月３日（月）、ニューデリーにおいて、わが方平林博大使と先方マリア・カリビス在インド・ユニセフ代表（Ms. Maria Calivis, Representative of the UNICEF office in India）との間で行われた。

２．インド政府は、ユニセフおよび世界保健機構（ＷＨＯ）の指導の下、１９９５年よりポリオ・ワクチンの全国一斉投与（ＮＩＤ）を実施し、ポリオ撲滅に向けて取り組んできている。この結果、１９９４年には５，８８１件であったポリオ報告例が２００１年には２６８件に減少した。しかしながら、インドは依然として世界的にも発生件数が多い国であり、ＷＨＯが中心となって進めているポリオ根絶計画においても最大のターゲット国となっている。また、インドは人口約１０億人の大国であり、インド全土の５歳以下の児童を対象とした本計画には膨大なワクチン量が必要となるため、自国だけで投与を継続していくことは困難な状況となっている。

　このような状況の下、インド政府およびユニセフは「ポリオ撲滅計画」を策定し、この計画の実施のためのポリオ・ワクチン等の購入に必要な資金につき、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、インドの約２，１００万人の児童に対するワクチン接種が可能となる。

平成１４年６月２日

バングラデシュの「ポリオ撲滅計画」のための
ユニセフに対する無償資金協力について

１．わが国政府は、バングラデシュ人民共和国における「ポリオ撲滅計画（the project for the Eradication of Poliomyelitis」の実施に資することを目的として、国際連合児童基金（ユニセフ）に対し、３億８，４００万円を限度とする額の無償資金協力を行うこととし、このための書簡の交換が、６月２日（日）、ダッカにおいて、わが方小林二郎在バングラデシュ大使と先方モルテン　ギャルジン在バングラデシュ・ユニセフ代表（Mr. Morten Giersing, Representative of the UNICEF Office in Bangladesh）との間で行われた。

２．バングラデシュ政府は、世界保健機構（ＷＨＯ）が提唱したポリオ撲滅計画に呼応して、１９９５年より、わが国、ＷＨＯ、ユニセフ、米国国際開発庁（ＵＳＡＩＤ）等の協力を得て、ポリオ・ワクチンの全国一斉投与（ＮＩＤ）を実施してきており、同国におけるポリオの発生件数は減少（１９９５年には２０７件の発症例が報告されたが、２００１年は１件も報告されていない）してきている。また、同政府はＮＩＤの実施体制強化のため、従来からの保健所、学校等におけるポリオ・ワクチンの投与に加え、保健婦およびボランティアが各家庭を巡回してワクチン未投与の乳幼児に対しワクチンを投与する体制を強化している。しかしながら、南アジア地域におけるポリオ撲滅は各国の努力および各援助国・機関の協力により最終段階にあるものの、地域全体のポリオ撲滅宣言には数年間のフォーローアップのため、ワクチンの継続投与が必要であるとされている。

　このような状況の下、バングラデシュ政府およびユニセフは、「ポリオ撲滅計画」を策定し、この計画のために５歳以下の乳幼児を対象とするＮＩＤ実施に必要なポリオ･ワクチンを調達するための資金について、わが国政府に対し無償資金協力を要請してきたものである。

３．この計画の実施により、バングラデシュの約２，２００万人の乳幼児がポリオから救われることが期待される。

平成１４年６月１日

メキシコの「モンテ・アルバン、パレンケ、テオティワカンその他の地域における考古学活動用機材整備計画」に対する文化遺産無償協力について

１．わが国政府は、メキシコ合衆国政府に対し、「モンテ・アルバン、パレンケ、テオティワカンその他の地域における考古学活動用機材整備計画」（Proyecto de Consolidacion del equipamiento para las actividades arqueologicas en Monte Alban,Palenque ,Teotihuacan y otras zonas arqueologicas）の実施に資することを目的として、２億３，１９０万円を限度とする額の文化遺産無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が５月３１日（日本時間６月１日）、メキシコ市にある国立人類学博物館において、わが方堀村隆彦在メキシコ大使と先方ミゲル・マリン・ボッシュ・アフリカ・アジア太平洋・欧州・国連担当外務次官（Miguel Marin Bosch,Subsecretario para Africa,Asia-Pacifico,Europa y Naciones Unidas de la Secretaria deRelaciones Exteriores）との間で行われた。

２．メキシコ国全体の文化遺産では、都市や農地の拡大による遺跡の破壊、盗掘の被害、熱帯湿潤気候に位置する遺跡での植生と湿気による褪色、剥落等が後を絶たず、早急な調査と登録作業が必要とされている。しかし、２０万ヵ所と推定されている考古学サイトの登録作業は、約３万２，０００ヵ所しか終了しておらず、過去３年間の年間平均登録数１５００ヵ所から試算すると、すべての考古学サイトの登録までにあと１１２年かかる計算となり、遺跡のさらなる破壊、消滅を防ぐため、調査・登録作業の加速化が急務となっている。

　しかしながら、遺産の保存については、技術的に近年非常に発達してきているが、メキシコにおいては財政的理由から、新技術や新機材の導入が困難となっている。

　このような状況の下、メキシコ政府は、「モンテ・アルバン、パレンケ、テオティワカンその他の地域における考古学活動用機材整備計画」を策定し、この計画にもとづく考古学サイトの調査および登録作業に必要な機材（測量機材、車輌等）を整備するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化遺産無償協力を要請してきたものである。